

向島まちづくりビジョン推進会議規約（案）

（名称）

第1条 この会は、向島まちづくりビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、向島ニュータウンの再生、ひいては、向島地域の活性化に向けて、「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）」の進行管理などを行うことにより、地域が主体となったまちづくりの取組を一層推進し、ビジョンに位置づけた各取組の推進を図ることを目的とする。

（委員の構成）

第3条 推進会議は、向島ニュータウン及び向島地域における自治団体等（以下「地域団体等」）や事業者、行政関係機関を代表する者等で構成する。

（取り組む内容）

第4条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- （1）ビジョンの進行管理
- （2）ビジョンに位置づけた各取組の継続検討
- （3）各取組や取組主体の連携促進
- （4）地域における新たな取組主体の発掘や育成

（会長の選任等）

第5条 会長は、委員の互選により定める。ただし、当面の間、地域団体等を代表する者全てを推進会議共同代表者とし、会長に代えることができる。

2 会長は、推進会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（顧問及びオブザーバー）

第6条 推進会議に顧問及びオブザーバーを置くことができる。

（事務局）

第7条 推進会議の事務局は、当面の間、都市計画局都市企画部都市総務課、伏見区役所地域力推進室、京都市住宅供給公社向島ニュータウン営業所及び京都文教大学フィールドリサーチオフィスにより構成し、庶務等を行う。

（補助会議）

第8条 推進会議を補助する会議として、事務局会議、取組ワーキンググループを設置する。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の開催に必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成29年4月22日から施行する。